

岩美町がんばる商工業者総合支援事業補助金

	1 創・開業支援事業	2 持続支援事業	3 事業承継支援事業
補助事業者	岩美町商工会で経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者（フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業である場合は除く） ※交付申請時点で既に事業を開始していないこと。	創・開業から3年以上経過した町内の小規模事業者で、岩美町商工会員として1年以上経営指導を受けている者	岩美町商工会が設置・運営する「岩美町事業承継ネットワーク」の支援を受けて、町内中小企業の事業を承継する者 ※交付申請時点で事業承継から6ヵ月を経過していないこと
補助対象経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度内の賃借料（テナント料、機器のリース料）	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費
補助率	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の3分の1	補助対象経費の3分の2
上限額	50万円	30万円	50万円

- (1) 1～3の各事業とも原則として、町内事業者へ発注した経費を対象とします。
- (2) 1 創・開業支援事業を既存事業者が活用する場合は、小規模事業者かつ新たな業種（日本標準産業分類の大分類が既存事業と異なる業種）での創・開業に限ります。
- (3) 1 創・開業支援事業、3 事業承継支援事業による補助金の交付は、同一補助事業者につきそれぞれ一回限りとし、有識者等による審査会を経て、補助事業者を決定します。
また、補助事業実施後3年間は、その営む事業に係る経営状況の報告を毎年行う必要があります。
- (4) 2 持続支援事業による補助金の交付を受けた方は、当該交付年度の翌年度は新たに持続支援事業による補助金の交付を受けることができません。
- (5) 本補助金の交付を受けた方が、補助事業の完了から起算して1年以上、その営む事業を継続できない場合は、町は補助金の全部又は一部の返還を求めることができます。



お問合せ 鳥取県岩美郡岩美町浦富 675-1
岩美町役場商工観光課 商工・交流係
TEL 0857-73-1416

